



せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち
～住む人が誇りに思う町をめざして～

ひろしま 2025

二十歳の皆さん、
おめでとうございます！

祝 甲良町 二十歳を祝う集い





二十歳を祝う集い

令和7年1月12日（日）に「令和6年度 甲良町二十歳を祝う集い」が開催されました。
会場では、久しぶりの再会を喜ぶ笑顔で溢れていました。
皆様が輝かしい未来・目標に向かって、大きく飛躍されることをお祈り申し上げます。



受付の様子



二十歳の誓い



式典の様子



記念行事の様子

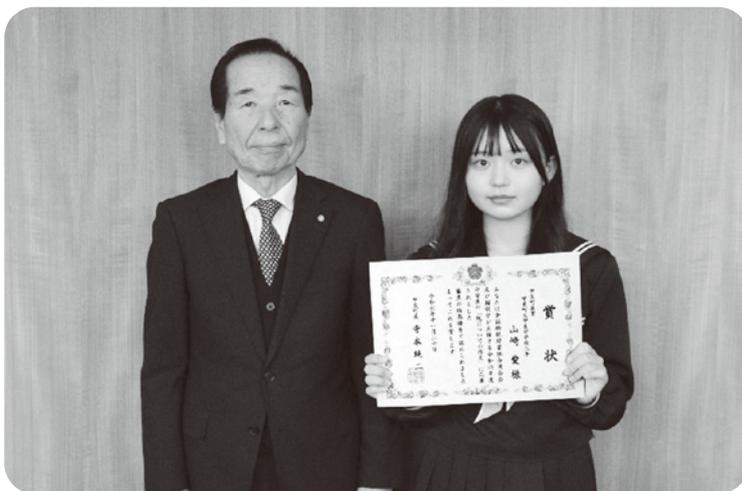


二十歳を祝う集い実行委員会

【問合先】 教育委員会事務局 ☎38-3315



おめでとうございます！ 中学生「税についての作文」の表彰式が行われました



甲良町長賞
甲良町立甲良中学校
3年生 山崎 愛さん

時代を担う中学生に身近に感じた税に関する事や、学校で学んだ税に関する事、テレビや新聞で知った税の話、などを題材に全国納税貯蓄組合連合会および国税庁が主催する中学生の「税についての作文」の募集があり、甲良中学校から3年生の山崎 愛さんが受賞され、12月9日（月）に表彰式が行われました。

【問合先】 税務課 ☎38-5064



は ぼ た ん 甲良養護学校から『葉牡丹』のプレゼント！

令和6年11月19日（火）に滋賀県立甲良養護学校高等部から甲良町教育委員会に葉牡丹をいただきました。

同校が日頃お世話になっている地域への感謝を表そうと毎年各所に寄贈されています。生徒らが丹精込めて育てた葉牡丹を公民館前に飾らせていただいています。公民館にお立ち寄りの際、ぜひご覧ください。



【問合先】 教育委員会事務局 ☎38-3315



甲良町老人クラブ連合会が全国表彰受賞

去る11月20日（水）、神奈川県横浜市で開催された全国老人クラブ大会で、甲良町老人クラブが表彰されました。

これは、甲良町全字老人クラブ（22単位クラブ）が町老ク連に加入し、会員の加入率も県下で一番高く、また結成60年の長い間活動を続けてきたことが認められて受賞されました。



【問合先】 甲良町老人クラブ連合会事務局 ☎38-2941



令和6年12月よりマイナ保険証を基本とする仕組みがスタート

令和6年12月よりマイナ保険証を基本とする仕組みが始まっています。これにより、従来の健康保険証は新たに発行されなくなりました。

今月号では、町民の皆さまの新たな仕組みに対する疑問点にお答えします。

Q1. 今の健康保険証はどうなるの？

- A. 現在お持ちの健康保険証は、有効期限が印字されている場合は、印字されている有効期限まで使用でき、有効期限が印字されていない場合は、令和7年12月1日まで使用できます。



甲良町国民健康保険と後期高齢者医療制度の健康保険証は、令和7年7月31日まで使えます！

Q2. マイナ保険証がないと保険診療を受けられなくなるの？

- A. お持ちの健康保険証の有効期限が終了するまでに、マイナ保険証をお持ちでない方には、従来の健康保険証の代わりとなる「資格確認書」が申請不要で交付され、これまでどおりの医療を受けることができます。

Q3. マイナ保険証にはどんなメリットがあるの？

- A. 今までに使ったお薬の情報や過去の特定健診の結果を、本人の同意があれば医師や薬剤師などと共有でき、正確なデータに基づく診療・薬の処方が受けられます。これにより、お薬の飲み合わせや分量の調整がしやすくなります。旅行や引っ越しで初めての医療機関・薬局を受診等する際にも安心です。

また、限度額適用認定証を提示しなくても、窓口で高額療養費制度の限度額を超えた額の一時的な支払が不要になるので、急なケガや病気で手術や入院が必要になった場合にも安心して医療を受けることができます。

Q4. マイナ保険証の利用登録はどこでできるの？

- A. マイナポータル、医療機関に設置されているカードリーダー、セブン銀行ATMにて利用登録を行うことができます。

【問合先】 住民人権課 ☎38-5063



令和6年12月よりマイナ保険証を基本とする仕組みがスタート

Q5. 資格確認書とは？

A. 従来の健康保険証の代わりとなります。交付対象者は以下のとおりです。

【申請によらず交付する方】

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方
- ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方
- ・12月2日以降新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる方（令和7年7月末までの暫定措置）
- ・後期高齢者医療制度の被保険者で従来の健康保険証を紛失した方および記載事項に変更があった方（令和7年7月末までの暫定措置）

【申請により交付する方】

- ・マイナ保険証をお持ちの方であってもマイナンバーカードでの受診等が困難な要配慮者（高齢者、障害者等）であって、資格確認書の交付を申請した方
- ・マイナンバーカードを紛失・更新中の方



まとめ

令和6年（2024年）12月2日以降は、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行し、従来の健康保険証の新たな発行は行われなくなりました。まだマイナ保険証をお持ちでない場合も、従来の健康保険証や資格確認書により医療機関や薬局を受診できますが、マイナ保険証は診療履歴に基づいたより良い医療を受けられるなど多くのメリットがあります。便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

その他、マイナンバーカードやマイナンバー制度に関する相談は、[マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）](tel:0120-95-0178)にて受け付けております。

【問合せ先】 住民人権課 ☎38-5063



対象の方はお早めに！ 令和6年10月児童手当の法改正に伴う新規申請のご案内

申請していないと対象期間の児童手当を受け取れなくなります。

令和6年10月分（令和6年12月支給）から、児童手当制度が改正されました。

※下記の内容に当てはまる方は、役場窓口での申請が必要です。

※申請期限を過ぎますと、遡って支給することができず、受付の翌月分からの支給となり、それ以前の手当を受け取れなくなりますのでご注意ください。



改正内容	令和6年9月分まで	令和6年10月分以降
支給対象	中学校修了までの児童・生徒（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）を養育している方	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（高校生年代修了まで）の子を養育している方
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
支給月額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 一律15,000円 ・ 3歳～小学校修了まで <li style="padding-left: 20px;">第1子、第2子 10,000円 <li style="padding-left: 20px;">第3子以降 15,000円 ・ 中学生 一律10,000円 ・ 所得制限以上 一律 5,000円 ・ 所得上限以上 支給なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 <li style="padding-left: 20px;">第1子、第2子 15,000円 <li style="padding-left: 20px;">第3子以降 30,000円 ・ 3歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（高校生年代まで） <li style="padding-left: 20px;">第1子、第2子 10,000円 <li style="padding-left: 20px;">第3子以降 30,000円
第3子以降の要件	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育している子のうち、3番目以降	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育している子のうち、3番目以降
支給時期	3回（6月、10月、2月）	6回（偶数月）

お知らせ

制度改正にともない、手続きが必要な方については、9、10、11月に申請書類を送付しています。申請されていない方、または申請書類が届いてないけれど対象と思われる方は2月14日（金）までに申請をお願いします。

必要書類

児童の父母等のうち、所得の高い方が請求者となります。

- ・ 請求者の保険証等の写し（資格確認書など、社会保険か国民健康保険か判別できるもの）
- ・ 請求者の普通預金通帳の写し
（請求者名義の通帳で、氏名フリガナ・銀行名支店名・口座番号が確認できるページ）

【問合先】 住民人権課 ☎38-5063



福祉医療費助成制度 母子・父子家庭医療費助成について

甲良町では、町民の方々の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、条件を満たす方の健康保険で診療を受けた際の医療費の一部を助成しています。

今月号では、母子家庭の方、父子家庭の方向けの医療費助成制度についてご紹介します。

○対象となる方

次のいずれかに該当する方のうち、18歳未満の児童を扶養している方

1. 配偶者と死別、または離婚したものであって現に婚姻をしていない方
2. 配偶者の生死が明らかでない、配偶者が海外にいる、配偶者が法令により長期にわたって拘禁されている等により配偶者の扶養を受けることができない方
3. 配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている方
4. 婚姻によらないで、母または父となったものであって現に婚姻をしていない方

※助成対象者および扶養義務者に所得制限があります。



○自己負担

医療機関の窓口にて受給券を提示すると、自己負担額が下記のとおりとなります。

通院	1つの医療機関につき1か月500円 (診療科ごと)
入院	1つの医療機関につき1日1,000円(月額上限14,000円) (診療科ごと)

※世帯員全員(扶養義務者を含む)が町民税非課税の場合は自己負担額は0円となります。

○受給券の交付申請に必要なもの

- 健康保険証、マイナンバーカード、資格確認書もしくは資格情報のおしらせ等の加入医療保険の情報がわかるもの
- 児童扶養手当証書、遺族年金証書の内いずれか一つ
- 印鑑(助成対象者本人が申請する場合は不要)



【問合せ先】 住民人権課 ☎38-5063



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

●保険料の後払い（追納）をお勧めします！

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。（納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。）

しかし、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。ぜひ、追納申込をお勧めします。

**追納すると税金が戻る場合があります
また、年金額が増えます**

◆課税所得金額が約300万円の場合
所得税・住民税が最大約8万円軽減されます。

追納保険料額の年間合計が
約40万円の場合
(2年分)

追納保険料額は実質
約32万円

※所得税率10%、復興特別所得税を所得税額の21%、住民税を10%として計算

注1 追納保険料は社会保険料控除の対象となりますので確定申告または年末調整の手続きが必要です。

注2 所得等により、軽減されない場合があります。

このほか、生涯にわり年金額も増えます。

(納付猶予期間なら年約4万円、全額免除期間なら約2万円)



●追納に関する注意事項

- ・追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。追納申込書を追納期限の直前に提出すると、期限までに追納できなくなる場合がありますので、お早めにご提出ください。
- ・保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間のうち、原則古い期間の分から納めてください。ただし、納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間と免除の承認を受けた期間がどちらもある方については、年金事務所にご相談ください。
- ・保険料の免除もしくは納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、お早めの追納をお勧めします。
- ・老齢基礎年金を受給することが出来る方は、追納できません。

※追納のお申込み・ご相談は役場もしくは、お近くの年金事務所へお願いします。

【問合せ先】 彦根年金事務所 ☎23-1112
住民人権課 ☎38-5063



所得税・住民税の確定（所得）申告はお早めに！

期間は令和7年2月17日(月)～3月17日(月)

申告会場は甲良町公民館1階研修室です！！お間違えのないように

令和6年分所得税の確定申告と令和7年度町県民税の申告が、2月17日（月）から始まります。期間中は混み合いますので、申告前に必要書類の準備をお願いします。



□確定申告が必要な方。

■所得税

- ①農業や営業を営んでいる方。
- ②給与所得者で給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方および給与の年収が2千万円を超える方。
- ③土地や建物などを売買された方。
- ④地代、家賃、配当、山林所得などがある方。
- ⑤給与所得者が年末調整で配偶者控除や扶養控除を受けたが、その者に48万円を超える所得がある場合。
- ⑥令和6年中の各所得の合計額が各控除の合計額を超える方。
- ⑦確定申告をすれば税金が戻る方。

※申告期限までに申告をしない、または誤った申告をすると、加算税や延滞税がかかることがあります。

※所得税の納付期限は3月17日（月）までです。

■住民税（所得税の確定申告が必要でない方でも、住民税の所得申告は必要です。）

令和6年中の所得（収入）の多少にかかわらず申告をしてください。

※特に、国民健康保険に加入している方は、令和6年中に収入が無い方でも必ず申告してください。

3月17日（月）までに申告がないと、所得証明書等が交付されません。

また、国民健康保険税などの軽減が受けられません。（この場合、地方税法第315条に基づいて所得の算定を行いますのでご了承願います。）

□申告には、次のもの（書類など）をご持参ください。

- ①給与や年金所得者は源泉徴収票。それ以外の方は収支明細書（内訳）や雇用主からの支払証明書など。
- ②生命保険料、個人年金保険料、地震保険料の支払い証明書など（領収書は不可）。
- ③日本年金機構から送付された「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」。
- ④医療費控除や雑損控除などを受ける方は、医療費控除の明細書や補填額のわかる書類など。
- ⑤寄附金受領証明書など（寄附金控除を受ける人）。
- ⑥障害手帳、療育手帳など（障害者控除を受ける人）。
- ⑦マイナンバーカードなど（詳しくは、11ページの「～確定申告にあたってのお知らせ～」をご覧ください。）
- ⑧「利用者識別番号」…既に取得されている方。
- ⑨振込先通帳の写し（還付がある人）。

【問合先】 税務課 ☎38-5064（直通） 彦根税務署 ☎22-7640（代表）

◎確定申告納税相談日程（会場：甲良町公民館1階研修室）

月	日	字名等	午前	午後	
2	17	正楽寺	全組	/	
		法養寺			全組
	18	火	小川原	1～4組	5～8組
	19	水	横 関	1～3組	4～6組
	20	木	金 屋	1～6組	7～12組
	21	金	在 士	全組	/
			下之郷		
	25	火	下之郷	7～12組	13～18組
	26	水	池 寺	1～4組	5～8組
	27	木	長寺西	1～10組	11～19組
28	金	北 落	1～5組	6～10組	

月	日	字名等	午前	午後	
3	2	日	全集落	全区民	
	3	月	長寺東	1～4組	5～8組
	4	火	尼 子	1～6組	7～13組
	5	水	尼 子	14～19組	20～25組
	6	木	呉 竹	1～6組	7～12組
	7	金	全集落	全区民	全区民
	10	月	全集落	全区民	全区民
	11	火	全集落	全区民	全区民
	12	水	全集落	全区民	全区民
	13	木	全集落	全区民	全区民
	14	金	全集落	全区民	全区民
	17	月	全集落	全区民	全区民

◆申告会場は、甲良町公民館1階研修室となります◆

（受付時間：午前は9時00分～11時30分、午後は1時30分～4時00分）

◇3月2日（日）は申告相談を実施します。

◇駐車場は、役場駐車場をご利用ください。

（◇自宅や事務所等からインターネットを利用してパソコン・スマートフォンでも確定申告が行えます。詳しくは、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでご確認ください。）

【医療費控除を申告する場合】

◇事前に「医療費控除の明細書」を作成して申告会場までお越しく下さい。

※平成29年分の確定申告から領収書を提出する代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。申告の際には「医療費を受けた人」、「医療機関・薬局」ごとに集計した明細書を作成してください。医療費の領収書は5年間自宅などで保管する必要があります。

【農家の皆さんへ】

申告までに収支計算を行い、収支内訳書を作成していただきますようお願いします。

また、申告会場へは収支内訳書をご持参のうえ、お越しく下さい。

【住宅ローン控除を申告する場合】

◇事前に「住宅借入金等特別控除の計算明細書」を作成して申告会場までお越しく下さい。

◇住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（2カ所以上ある場合はそのすべて）

【問合せ先】 税務課 ☎38-5064（直通） 彦根税務署 ☎22-7640（代表）

～確定申告にあたってのお知らせ～

確定申告書の提出の際には、「申告書などへのマイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

(本人確認書類の例)

例1 ●個人番号カード（マイナンバーカード）

例2 ●通知カード + 運転免許証または健康保険の被保険者証、パスポート など

※個人番号カード（マイナンバーカード）がなくても申告できます。

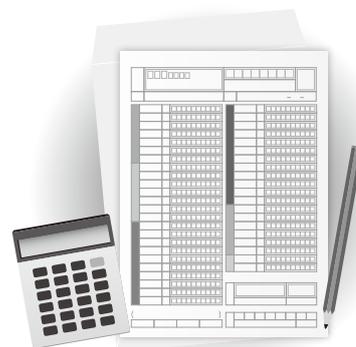
～感染症対策のためのお願い～

感染症対策のため、以下の対策に取り組みますのでご理解とご協力をお願いします。

- ・受付前に検温を実施します。（検温の際に37.5℃以上ある方は、入場をお断りさせていただく場合があります。）
- ・また、アルコール消毒およびマスク着用へのご協力をお願いします。
- ・会場の窓や扉を定期的にかけて、換気を行います。暖房を使用しますが、換気により会場が冷えこむことがあります。体調が優れない場合は、ご来場を控えてください。

【こんな時は税務署で申告をお願いします】

- ・青色申告をする方
- ・白色の事業で収入が1,000万円以上の方
- ・土地、建物などを売買された方
- ・株式など有価証券の譲渡のある方、繰越損失の特例を受ける方
- ・住宅ローン控除を初めて受けられる方
- ・住宅の耐震改修、バリアフリー化等の特別控除を受ける方
- ・雑損控除を受ける方（災害等による住宅の損害） ※雪害等で損害金がある場合
- ・先物取引、FX（外国為替証拠金取引）、仮想通貨取引がある方
- ・年の途中で死亡した人の申告（準確定申告）をする方
- ・過年分を申告される方
- ・その他、複雑な内容のある方



～彦根税務署からのお知らせ～

◇2月17日（月）から3月17日（月）まで（土・日・祝日は除く）、彦根税務署の申告会場は、彦根商工会議所4階大ホールです。彦根税務署庁舎内には、申告書作成会場を設けておりません。

【問合先】 税務課 ☎38-5064（直通） 彦根税務署 ☎22-7640（代表）



ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種 (子宮頸がん予防ワクチン) の助成期間延長について

子宮頸がん等を引き起こすヒトパピローマウイルス感染症の予防接種「HPVワクチン」は、接種の機会を逃した方が接種を受けられるよう、令和7年度まで公費負担（無料）での接種が可能となる「キャッチアップ接種」という経過措置を実施しています。

このワクチンは、3回接種する必要がありますが、令和7年3月までに初回接種をすれば、その後1年間無料で受けることができるようになります。

- 1 対象者 甲良町に住民登録のある平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性で、まだ受けておられない方
- 2 接種方法 全部で3回の接種が必要です。ワクチンの種類により接種間隔が異なります。1回目の接種から、3回目の接種完了までにかかる期間は6か月です。
- 3 接種費用 無料
- 4 接種時のもちもの 予診票（あらかじめ記入してお持ちください）・母子健康手帳・保険証
持ち物を持参しないと受けられません。



接種医療機関・予診票等については、下記までお問い合わせください。

【問合先】 保健福祉課 保健係 ☎38-3314



ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種の任意接種 の助成について

ワクチンの接種を定期接種の対象年齢を過ぎて、令和5年3月31日までに自費で接種した場合、接種費用の助成を行います。令和7年3月31日が申請期限です。

申請期限が迫っています。
期限を過ぎての助成はできませんので、お急ぎください。

助成対象者（下記の1～4の全てに該当する者）

- 1 令和5年4月1日時点、甲良町に住民登録がある方
- 2 16歳となる日の属する年度の末日までにHPVワクチンを3回接種していないこと
- 3 17歳となる日の属する年度の初日から令和5年3月31日までにHPVワクチンを接種し、接種費用を負担していること
- 4 助成を受けようとする接種については、令和5年4月1日以降のキャッチアップ接種ではないこと

助成金額：接種にかかった費用の実費に相当する額（最大3回接種まで）

申請書類等、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問合先】 保健福祉課 保健係 ☎38-3314



2月4日から10日は滋賀県がんと向き合う週間です

がんは、わが国の死亡原因の第1位です。
 がんによる死亡を減らすためには、健康によい生活習慣を
 こころがけ、検診による早期発見・早期治療が重要です。



滋賀県健康づくりキャラクター
しがのハグ&クミ

がんになるリスクを低くする5つの生活習慣

- ① たばこは吸わない
- ② お酒は飲みすぎない
※目安：酒1合 または ビール1缶（500ml）
- ③ 塩分をとりすぎない、野菜・果物をとる
- ④ からだを動かす
- ⑤ やせすぎない、太りすぎない

検診やがんの療養・相談に
 関する情報はこちらから

がん情報しが

検索

今から間に合うがん検診のご案内

胃がん検診	胃内視鏡検査（胃カメラ）	50歳以上で年度末年齢が偶数年齢の方 検診料3,500円（70歳以上、または非課税世帯 の方は無料）
乳がん検診	マンモグラフィ（乳房X線）	40歳以上の女性の方（2年に1回）検診料無料
子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診	20歳以上の女性の方（2年に1回）検診料無料

申し込み手続きは保健福祉課の窓口までお越しく下さい。

※申し込み期間：胃がん検診2月末まで、乳がん・子宮頸がん検診3月末まで

【問合先】 保健福祉課 保健係 ☎38-3314



令和7年4月から 路線バス甲良線の土日祝ダイヤを廃止いたします

深刻な乗務員不足の現状と乗務員の高齢化により、限られた労働力で運行を行ってまいりましたが、2024年4月1日の改善基準告示改正（2024年問題）に伴い、労働時間等の制限が厳しくなったことにより、さらに人手不足に拍車がかかっていることから、必要乗務員数の削減のため、甲良線の土日祝ダイヤを全便廃止することとなりました。

ご不便おかけし申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

なお、平日は従来通り運行いたします。ぜひご利用ください。

【問合先】 企画監理課 ☎38-5061



令和6年度に自費で風しん予防接種を受ける方へ

風しんにかかったことがない方の、接種費用の一部を助成します。

令和6年度に受けた接種費用助成の申請は、令和7年3月31日(月)までです。

- ・対象者：妊娠を希望する女性、その配偶者等、風しんの抗体価が低い妊婦の同居の方等で、滋賀県の定める風しん抗体検査で風しんの予防接種を勧奨された方
- ・助成金額：風しんワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチンの接種費用の2分の1（上限額あり）
- ・申請方法：接種前に下記にお問い合わせください。接種後はご相談ください。
- ・必要書類：抗体検査結果通知用紙や、予防接種の領収証の添付が必要です。



【問合せ先】 保健福祉課 ☎38-4890



造血幹細胞移植後等のワクチン再接種費用の助成について

造血幹細胞移植等の医療行為により、予防接種で得た免疫が低下または消失し、医師の判断に基づき予防接種の再接種を受ける方に費用の助成を行います。

助成対象者

- 1 接種日に甲良町の住民基本台帳に記載されている方。
 - 2 造血幹細胞移植等の医療行為により、過去に受けた予防接種により得た免疫が低下または消失したため、再接種の必要があると医師が判断した方。
- ※ 再接種する予防接種の種類により、助成額が異なります。

詳細については、下記まで、お問い合わせください。



【問合せ先】 保健福祉課 ☎38-3314



甲良町緊急通報システムのご案内

大切なあなたへの見守りサービス



(対象者)

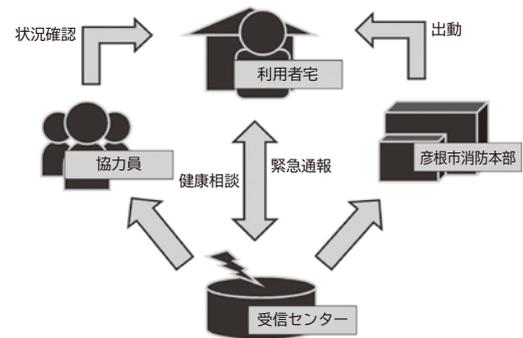
- *65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみ世帯
- *ひとり暮らしの身体障がい者、または世帯員全員が在宅重度身体障がい者のみの世帯

(サービス内容)

- *端末機械・ペンダント式発信機の貸し出しを行います。(月額126円)
- *自宅での急病や事故などに対応します。
- *緊急対応が必要と認められた場合、彦根市消防本部へ緊急出動要請を実施します。
- *緊急時以外にも、健康や医療に関する様々な不安に対して専門スタッフが対応します。
- *受信センターから月に一度、状況の変化や体調に不安はないかなど、健康状態の確認を電話で行います。

◆協力員の活動◆

- *受信センターから連絡があった場合、利用者宅へ出向き安否の確認を行ってもらう。
- *受信センターおよび消防本部の指示による活動を行ってもらう。



ご利用には事前の申請・審査が必要です。

【問合せ先】 保健福祉課 ☎38-5151



令和6年度 第2回 湖東圏域「福祉のしごと就職フェア」

参加無料
申し込み不要
入退場自由

湖東圏域（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）にある福祉の職場に就職を希望している方や仕事に関心のある方を対象に、湖東圏域「福祉のしごと就職フェア」を開催します。

お気軽な服装で
お越しください。

開催日時 令和7年2月20日（木）
13時30分～16時00分

会場 プロシードアリーナHIKONE（彦根市スポーツ・文化交流センター）
多目的ホール
彦根市小泉町640番地

受付 13時15分から多目的ホール前

参加事業所 最大23事業所



甲良町ホームページ

共催：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
 協力：彦根公共職業安定所（ハローワーク彦根）、滋賀県介護・福祉人材センター
 後援：滋賀県湖東健康福祉事務所、彦根愛知犬上介護保険事業者協議会、湖東地域障害者自立支援協議会

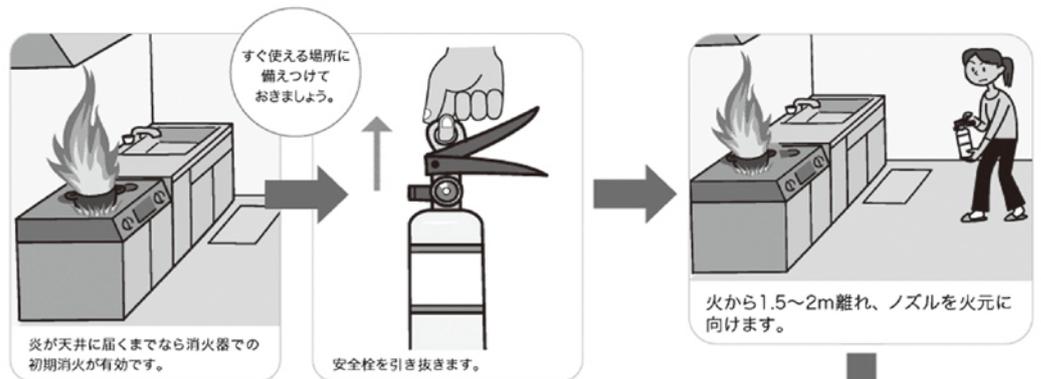
【問合せ先】 保健福祉課 ☎38-5151



消火器の取扱方法等について

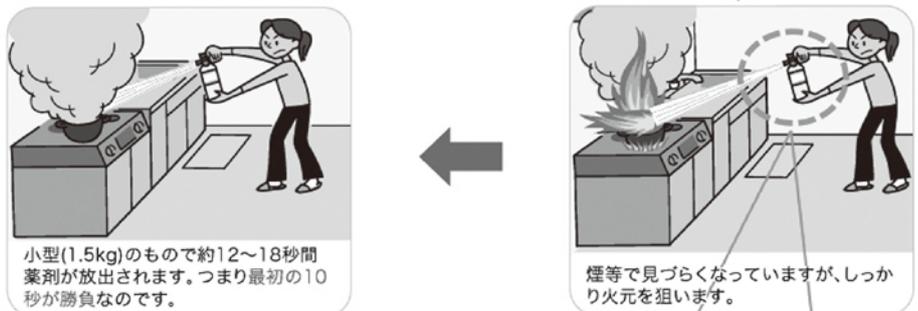
【消火器の使用方法】

①消火器を燃えている場所のそばまで運ぶ。



②黄色いピンを抜く。

③消火器を燃えている物に向ける（ノズルがあるものはノズルを燃えているものに向ける）・レバーを握ると消火薬剤が放出されます。



【消火器の交換やメンテナンスについて】

一般家庭における消火器の設置や点検の義務はありませんが、消火器の一般的な耐用年数は5年程度とされています。

腐食やキズなど異常がある場合は、絶対に使用しないでください。古くなった消火器（特に腐食があるもの）は、取扱事業者に※点検や廃棄処分を依頼しましょう。※点検・処分は費用が必要です。

また、容器内の消火粉末は、長い間放置したり、湿気の多い場所などに設置していると固まる可能性があります。いざ使用する時に消火粉末が出てこないおそれがあります。定期的に消火器を傾けて、容器内の粉末がサラサラ動いているか、耳を近づけて聞いてみましょう。点検の際に誤って安全ピンを抜かないように、注意してください。

【問合せ先】 総務課 ☎38-3311



消防だより

消防車・救急車の緊急走行に

ご理解とご協力を！

緊急自動車（消防車、救急車など）は、一刻も早く災害現場に到着し、被害を最小限にするための消防活動を行ったり、けがや病気の人を速やかに医療機関へ搬送しなければなりません。

自動車等を運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、次のように対応してください。

●交差点またはその付近

交差点内を避け、道路の左側に寄って、一時停止してください。

●交差点またはその付近以外

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲ってください。

●高速道路など

緊急自動車が本線車線に進入しようとしている場合は、妨げないようにしてください。

●狭い道路

狭い道路などで停車をする場合は、緊急自動車の通行に支障がないようにしてください。

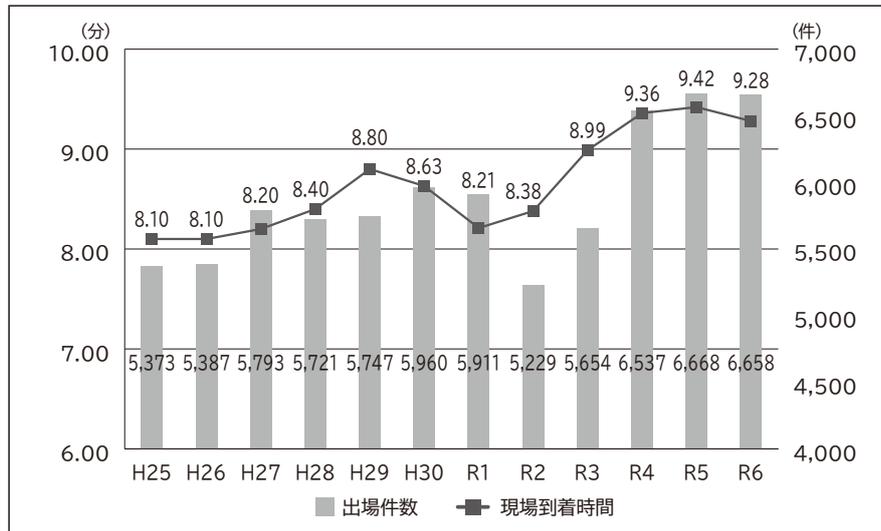
●自転車走行中または歩行中では

自転車の走行や歩行を止め、進路を譲ってください。

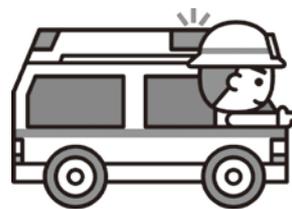
※緊急走行時にサイレンを鳴らすことは、法令で義務付けられています。夜間など緊急走行時のサイレン音についても、ご理解をお願いします。

救急車の適正利用に

ご協力ください



彦根市消防本部の救急出場件数は、年々増加傾向です。心筋梗塞や脳卒中、大きな怪我などは治療までのスピードが重要です。いつ自分や家族に救急車が必要となるかわかりません。その時、最寄りの救急車が出動できるように、みなさんのご理解とご協力をお願いします。



除雪のお願い

消火栓や防火水槽が雪に埋まってしまうと、消火用水の確保に時間がかかるため、火災等の被害が拡大してしまいます。

お住まいの周囲を除雪される場合は、お近くの雪に埋もれた消火栓なども除雪いただきますよう、ご協力をお願いします。



【問合せ】 彦根市消防本部予防課 ☎22-0332 FAX22-9427



認知症キャラバンメイトについて

認知症キャラバンメイトとは、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」を養成するための講師役としてボランティア活動をされている方たちで、甲良町には現在25名おられます。毎年、町内の小中学生や各字住民の方を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催する等、地域のみなさんの身近な相談者として活動をされています。



認知症キャラバンメイトから活動の一部を紹介します

甲良町公民館で開催された、『2024年 甲良町認知症フォーラム』へ参加しました。フォーラムでは認知症を題材としたキャラバンメイト自作の演劇や詩の朗読、これまでの活動報告を行いました。さまざまな場所での活動をとおして甲良町キャラバンメイト活動がより地域に根差した、みなさんに寄り添える活動となるよう努力していきたいと思っています。



活動の様子



活動に関するお問い合わせ

甲良町保健福祉課 地域包括支援センター：TEL 38-5161



【問合先】 保健福祉課 地域包括支援センター ☎38-5161



甲良町空家・空地バンク 新着物件⑳

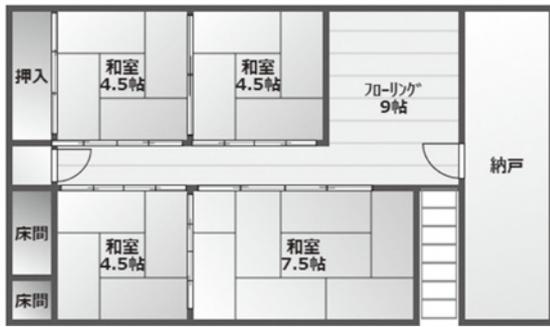
当町の空家・空地情報登録制度では物件のある地区に最初に回覧をさせて頂いておりますので、広報誌発行時点で売却契約が成立している場合があります。

物件番号 20241025

所在地	甲良町			
用途	空家			
区分	売買・賃貸	売買		
賃料・価格等	月額賃料	—	売却価格	680万円
交通等	近江鉄道（尼子駅）			
	バス			
公共施設等	甲良町役場まで	約1.5km	地区公民館まで	約0.2km
	図書館	約1.5km	病院	約2.0km
	保育所	約0.9km	中学校	約1.5km
	小学校	約1.4km	駐在所	約1.4km
	消防署	約1.7km	コンビニ	約2.7km
	金融機関	約1.8km	スーパー	約1.8km
建物	構造	木造瓦葺・瓦葺2階建て		建築時期
接面道路	1階 155.70㎡ 2階 95.15㎡ 延べ約250.85㎡			
土地	675㎡ 約204.54坪			
設備	水道（上水道）前面道路に配管ありHIVP150 引込あり			
	下水道	前面道路に配管あり VU150 引込柵あり 現状汲取り		
	風呂	ボイラー		
付帯設備等	付属建物有 店舗・倉庫など 一部荷物等あり（要現地確認）			
建築物高さ制限				
特記事項 （自治会要望）	自治会への加入をお願いします。			
	年間6,000円の自治会費の支払いをお願いします。			
	自治会行事が年間数回あります。参加をお願いします。			



【問合せ】 企画監理課 大西 ☎38-5061



No. ①
建物正面



No. ④
トイレ



No. ②
和室



No. ⑤
風呂



No. ③
洗面



No. ⑥
キッチン

【問合先】 企画監理課 大西 ☎38-5061



令和7年度 県政モニターを募集します！

県政モニターは、県がお届けする情報で県政への理解を深めていただきながら、インターネットを通じてアンケートにお答えいただく活動が中心であり、気軽にご参加いただける内容です。

日頃の生活の中で気づいたことや、県政に対する思いをお聴かせください！

■ 募集人数 300名

(応募者数が300名を超えた場合は、性別・地域・年齢等のバランスを考慮したうえで選考)

■ 応募資格

令和7年4月1日現在で次の全てを満たす方

- ・県内在住の満15歳以上の方
- ・県政に関心を持ち、メールの送受信およびアンケート調査への回答（月に3件程度）ができる方
- ・スマートフォンまたはタブレット端末でインターネットを利用し、「Google Chrome」、「Safari」、「Microsoft Edge」のいずれかでウェブサイトの閲覧ができる方
(携帯電話端末（フィーチャーフォン）はご利用いただけません)

※ただし、国または地方公共団体の議員や常勤の公務員の方（会計年度任用職員を含む）はご応募いただけません。

■ 応募締切 令和7年2月11日（火・祝）

（令和6年12月9日（月）募集開始）

■ 応募方法

下記URLから「しがネット受付サービス」にてお申し込みください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/surveys/8750601388579439315>



（応募ページにリンク）

■ 応募に関するお問い合わせ先

〒520-8577

（住所記載は不要）滋賀県庁 広報課県民の声係

TEL：077-528-3046

FAX：077-528-4804

E-mail：ab0001@pref.shiga.lg.jp

（参考）滋賀県ホームページ「県政モニター」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/hiroba/monitor/>



【問合せ先】 滋賀県庁 広報課県民の声係 ☎077-528-3046



図書館に行こう♪

2月3日は節分の日。「福を巻く」という意味で、節分に食べると縁起が良いとされている「恵方巻」は諸説ありますが、江戸時代末期から大阪ではじまった風習だといわれています。
 今月はそんな「まきもの」にちなんだ本をご紹介します。

2月	日	月	火	水	木	金	土
							1
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28		



『スカーフ、ストール、マフラーの巻き方』

鈴木 香穂里 秀和システム

毎日似たような服でパツとしない、服は増やしたくないけどおしゃれがしたい…。そんなお悩みもスカーフやストールを使えば解決するかも!? サイズや用途ごとに基本の巻き方や結び方を解説します。



『くるくる巻いてすぐおいしい肉巻きレシピ』

エダジュン 家の光協会

野菜もとれて、冷めてもおいしい。ごはんやお酒にも合う“肉巻き”。でも、肉を巻くのが面倒だし苦手…という人も多いのではないのでしょうか。この本では初めて作る方にもわかりやすく、巻き方やコツを教えてください。

3月	日	月	火	水	木	金	土
							1
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30	31						

【開館時間】

水～金 10:00～18:00
 土・日 10:00～17:00

●…休館日



『戯画を楽しむ のぞいてびっくり笑いの世界』

濱田 信義 玄光社

絵巻物に見る戯画「鳥獣人物戯画卷絵」や「百鬼夜行絵巻」などを紹介。江戸時代後期から明治にかけて人気を集めた葛飾北斎、歌川広景らの浮世絵や滑稽画などと合わせて、笑いとユーモアが楽しめる戯画集です。



『マステで素敵にアレンジ 楽しいギフトと飾りつけ』

森 珠美 メイツユニバーサルコンテンツ

カラフルでいろんな柄があるマスキングテープ。くるっと巻いて留めるだけでできるかわいりボン、クラフトパンチを使ったシールなど簡単なアレンジ方法をご紹介します。バレンタインデーなどの贈り物のラッピングにいかがですか。



『このかみなあに? トイレットペーパーのはなし』

谷内 つねお 福音館書店

日常的に使っているトイレットペーパー。どれくらいのびるのか、重ねた上に卵を落とすとどうなるか知っていますか? 普通の紙にはないトイレットペーパーの魅力写真を写真で伝えてくれる絵本です。読んだらあなたも試したくなるかも。

2月の催し物

※図書館の行事はすべて無料です。
 ※図書館の行事は予告なく延期・中止になる場合があります。

2月8日(土)
11:00～
おはなし会
(小さいお子さんから参加できます)

2月22日(土)
11:00～
ぴよぴよよこのおはなし会
(0.1.2歳向けの赤ちゃんおはなし会)

『雑誌リサイクルのお知らせ』
 2月1日(土) 10:00～
 保存期間が過ぎた雑誌をお譲りします。
 お1人5冊までお持ち帰りいただけます。
 雑誌がなくなり次第終了します。
 なお、お取り置きはおこなっておりません。
 ご了承ください。

『蔵書点検による休館のお知らせ』
 2月12日(水)～2月18日(火)
 図書館では、1年に1回、所蔵する本を1冊1冊確認し、より利用しやすい棚にするための作業をおこないます。
 ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。
 なお期間中の資料の返却は、ブックポストをご利用ください。
 ※CD、DVDにつきましては、破損を防ぐため、開館日にカウンターまでご返却ください。

絵本作家 くせさなえさん講演会
 『子どもと開く本の扉～子育ての日常から～』
 3月9日(日) 14:00～15:30
 場所: 図書館1階 集会室
 2月1日(土) 10:00～受付開始します。

※HPでも図書館だよりカラー版をご覧ください。

【問合せ】 図書館 ☎38-8088 FAX38-8089

ひきふだ
引札曆

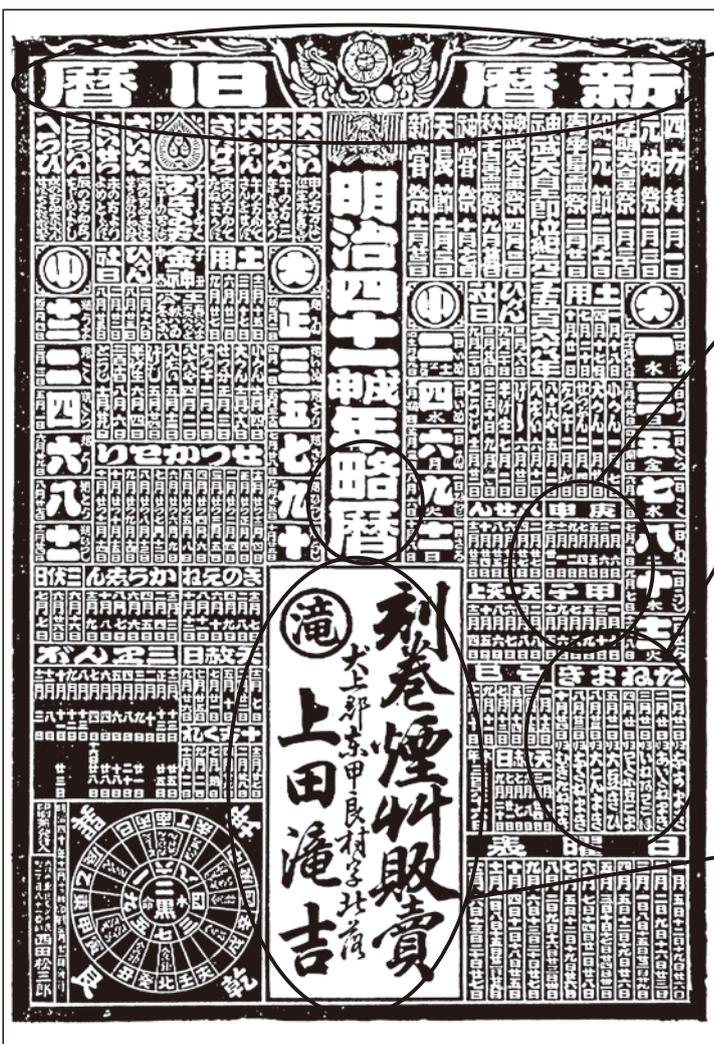


引札の中には、カレンダーのような役割を果たした「引札曆」があります。明治15年（1882）政府の管理下にあった曆の印刷・出版が解禁になり曆入りの引札が作られ始めました。農業中心の生活を送っていた人々にとっては、種まきの時期等が記された曆は大変重要なものでした。そのため、曆入りの引札は家の目につく所に貼られ、各家庭の生活を支える役割を担っていました。引札曆には絵柄が組み合わさっているデザインのものも刷られました。

◀呉服・太物・毛織物類・子供洋服・メリヤス雑貨／
長寺／旭屋呉服店 昭和6年

それでは、明治41年（1908）の引札曆を見ていきましょう。

中央にある略曆とは、一般の人が便利に行事をピックアップした曆の事です。月の日数の大小、祝日、日曜日、甲子の日、庚申の日、二十四節気等が項目ごとに一枚にまとめられています。



明治6年に政府は旧曆（太陰曆）から世界の多くの国で使われている太陽曆（新曆）に切り替えましたが、当時の人達はまだまだ旧曆に馴染みがある生活を送っていました。（新曆・旧曆併記）

庚申（こうしん）とは、庚申神を祀り無病息災や長寿等の現世利益を祈る日
甲子（きのえね）とは、商売繁盛、五穀豊穡等を大黒天に祈る日

たねまき（この年の時期を見ると）
1月21日より なすまき
2月 2日より あいたねまき
3月21日より いね、あわ、ごぼう
4月 2日より わた、小豆、ごま
5月21日より 大豆、きび
8月23日より 大こんまき
なたねまき
10月24日より むぎたねまき

刻巻煙草販賣/北落/上田滝吉
（当時、タバコは、キセルで吸うため葉タバコを刻んで販売していた）

参考資料：「明治・大正の広告引札」
愛荘町歴史博物館

【問合せ】 ふるさとプロジェクト（図書館） ☎38-8088 FAX38-8089



おみそ汁フェスタ開催のお知らせ ～ 駅長より、最新の情報をお知らせします～



『こうらウエルネスツーリズム実行委員会』（事務局：道の駅せせらぎの里こうら）では、2月23日（日）に第5回おみそ汁フェスタを開催します。

具たくさんお味噌汁コンテストの決戦投票やおだいどこ野幸、ゆずのだいどこ、千成亭ぎゅーじあむなどのオリジナル具たくさんお味噌汁の販売などを販売します。また、当日は明治安田生命のベジチェックやJAFによる子供向けの安全免許証イベントもあります。

2月23日（日）は多くの皆様のご来場をお待ちしております。

2月の定休日は10日（月）です。
（営業時間 9：00～17：00）



【問合せ先】 道の駅せせらぎの里こうら ☎38-2744

天使のほほえみ

1歳のおたんじょうびおめでとう!



やまだ はるひ
山田 遥陽ちゃん
2月19日生（長寺）



令和7年4月号「天使のほほえみ」への掲載希望（令和6年4月生のお子さん）の方は、2月26日（水）の「乳児の10か月健診」時に写真をご持参ください。写真の裏にお子さんの名前（ふりがな）、生年月日、住所をご記入ください。



【問合せ先】 企画監理課 ☎38-5061
保健福祉課 ☎38-3314



温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 <http://www.tac-sports.co.jp/koura-pool/> *営業日・営業時間等詳しくは、問合せ先までご連絡ください

2月 お風呂・プール

日	月	火	水	木	金	土
						1 教室日
2	3	4 休館日	5 教室日	6	7 教室日	8 教室日
9	10	11 休館日	12 教室日	13	14 教室日	15 教室日
16	17	18 休館日	19 教室日	20	21 教室日	22 教室日
23	24	25 休館日	26 教室日	27	28 教室日	

3月 お風呂・プール

日	月	火	水	木	金	土
						1 教室日
2	3	4 休館日	5 教室日	6	7 教室日	8 教室日
9	10	11 休館日	12 教室日	13	14 教室日	15 教室日
16	17	18 休館日	19 教室日	20	21 教室日	22 教室日
23	24	25 休館日	26 教室日	27	28 教室日	29
30	31					

【営業時間のご案内】

- 温水プール
受付時間 12:45~20:30
(日曜日は19:30まで)
遊泳時間 13:00~21:00
(日曜日は20:00まで)
- 香良の湯
受付時間 12:45~20:00
入浴時間 13:00~
(閉場時間20:30)

3月29日(土)はスクール休講

・甲良町温水プールでは大人向けのレッスンも開催しています！今年こそ運動を始めませんか？

【成人体操教室】対象：18歳以上（娯楽室で開催）

足腰の筋力トレーニングや音楽に合わせたチェアピクス、体幹トレーニングを無理なく行い、ロコモやフレイル予防など、動ける体作りを行います。

教室名	曜日	時間	内容	参加費(月4回)
健康運動教室	水曜日	10:30~11:30	高齢者・初心者向け運動	2,500円(税込)

【成人水泳教室】対象：高校生以上

レベルに合わせて、水慣れ~上級者までのレベル別水泳教室と足腰への負担が少ない水中ウォーキングも開催しています。

教室名	曜日	時間	内容	参加費(月4回)
初級	金曜日	14:00~15:00	水慣れ~クロール	5,000円(税込)
中級	水曜日	15:00~16:00	クロール・平泳ぎ・背泳ぎ	
初心者/上級	土曜日	19:00~20:00	水慣れ~クロール 4泳法の持術向上	2,500円(税込)
水中ウォーキング	金曜日		体力UP、脂肪燃焼	

・プールの施設利用料のみで参加できる無料レッスンも開催しています！（高校生以上対象）

①らくらくウォーキング 水曜 13:15~13:35

泳げない方にも安心！水中ウォーキングで足腰の筋力アップと脂肪燃焼を図ります！

②かんたん水泳 金曜 13:15~13:35

クロールを初めて習う方や苦手な方、きれいに泳ぎたい方にもわかりやすく丁寧に指導します。

○春の短期水泳教室開催決定!! 3/26~28 (3日間)

初めてプールを習う方、プールが苦手なお子様向けのクラスも有ります！3日間の練習で泳力向上を目指しましょう。

教室名	時間	対象	定員	日程	参加費
ジュニア教室	午後1時~午後2時	小学生	24名	3月26日(水)・27日(木)・28日(金)	3,000円(税込)
幼児教室	午後2時~午後3時	4歳~未就学児	16名		

【募集開始日】2月15日(土) 13:00~(電話予約可)

【参加者特典】

①短期から新規入会の方は4月の月会費が半額！指定用品700円相当をプレゼント！（キャップ・ワッペン）

②現在スクールに通っている方で短期教室参加の方は、4月の受講料1,000円割引+最終日に進級テストのチャンスもあります。

【2月のスタンプカード イベント】ポイント2倍キャンペーン

・温水プール：19時以降入館の方 ・香良の湯：2日、12日、22日、26日(風呂の日)

【問合せ先】 温水プール・香良の湯 ☎38-5155



マイナンバーに関するお問い合わせ先

マイナンバーカード、マイナンバー制度に関する相談はこちらのフリーダイヤルへお掛けください。

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 (無料)

受付時間 平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30 (※)

・年末年始(12月29日~1月3日)を除きます。

マイナンバーカードおよび電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。



甲良町 し尿収集カレンダー【令和7年3月】

日(曜日)	午前/集落	午後/集落
1日(土)	定 休 日	定 休 日
2日(日)	定 休 日	定 休 日
3日(月)	呉竹①	呉竹①
4日(火)	小川原①	小川原①
5日(水)	小川原①	不 定 期
6日(木)	—	—
7日(金)	尼子①	尼子①
8日(土)	定 休 日	定 休 日
9日(日)	定 休 日	定 休 日
10日(月)	—	—
11日(火)	正楽寺①・法養寺①②③	正楽寺①・法養寺①②③
12日(水)	長寺①	長寺①
13日(木)	—	—
14日(金)	下之郷①・北落①②・在士①③	下之郷①・北落①②・在士①③
15日(土)	定 休 日	定 休 日
16日(日)	定 休 日	定 休 日
17日(月)	—	—
18日(火)	金屋①②③・横関①	不 定 期
19日(水)	長寺②	長寺②
20日(木)	定 休 日	定 休 日
21日(金)	—	—
22日(土)	定 休 日	定 休 日
23日(日)	定 休 日	定 休 日
24日(月)	小川原②・呉竹③	小川原②・呉竹③
25日(火)	—	—
26日(水)	—	—
27日(木)	池寺①②③	池寺①②③
28日(金)	—	—
29日(土)	定 休 日	定 休 日
30日(日)	定 休 日	定 休 日
31日(月)	長寺③	不 定 期

※「—」の日時は、他町の集落の収集日となっています。

※不定期でお申込みの方は、原則として不定期日での収集となります。

※集落名の後にある○印の数字は、お申込みいただいた収集回数を表しています。

①は1か月に1回、②は2か月に1回、③は3か月に1回でのお申込みを表し、「呉竹①」とある場合は1か月に1回で申込みいただいた呉竹のお宅を収集させていただきます。

なお、収集予定のない集落等については、翌月以降の収集となります。

※1月に2回でお申込みの場合は、原則1回目を同集落の月1回と同じ日に、2回目を1回目の15日後（2～3日は前後します）に収集させていただきます。

※集落とは、住所地名をさしていますので、該当する収集日に依頼してください。

【問合せ先】 クリーンライフ湖東 ☎35-5205

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

2月後半分（会場：保健福祉センター）

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方（児）	持ち物
中期離乳食教室	18日(火)	9:30~11:30	令和6年6月、7月生まれの児 前回受けられていない児	母子健康手帳・質問票
1歳6か月健診	18日(火)	13:15~13:30	令和5年4月~7月生まれの児 前回受けられていない児	母子健康手帳・質問票 すこやか親子アンケート 歯ブラシ・コップ
こころの健康相談	20日(木)	9:30~11:00	こころの健康状態に不安をお持ちの方 (予約制)保健師が対応いたします。	特になし
乳児健診4か月	26日(水)	13:00~13:10	令和6年10月生まれの児 前回受けられていない児	母子健康手帳・質問票 すこやか親子アンケート
乳児健診10か月	26日(水)	13:20~13:40	令和6年4月生まれの児 前回受けられていない児	母子健康手帳・質問票 写真(広報への掲載希望者)

3月前半分（会場：保健福祉センター）

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方（児）	持ち物
2歳6か月健診	6日(木)	9:30~10:00	令和4年6月~8月生まれの児 前回受けられていない児	母子健康手帳・質問票 ささやき声アンケート 歯ブラシ・コップ
こころの健康相談	7日(金)	13:30~15:00	こころの健康状態に不安をお持ちの方 (予約制)保健師が対応いたします。	特になし
すこやか相談	10日(月)	予約制	子どもの健康、食生活、予防接種等 に関すること	母子健康手帳

健診・教室には、体温測定のうちご来場ください。
発熱、だるさ、咳などの症状のあるかたは参加を控えていただきますよう、感染防止対策にご協力をお願いします。

【問合先】 保健福祉課 ☎38-3314

ひとのうごき

< >内は前月との比較
R 7.1.1 現在

	総人口		0~15歳未満	15歳以上 ~65歳未満	65歳以上
	男	3,117	<- 7>	339	1,792
女	3,293	<- 9>	278	1,727	1,288
合計	⑥ 6,410	<- 16>	617	3,519	④ 2,274
世帯数	2,693	< 1>	④÷⑥=高齢化率 35.48%		高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。



2025年(令和7年)2月号
通巻第554号

発行/甲良町企画監理課
〒522-0244
滋賀県犬上郡甲良町大字在土353番地1
TEL.0749-38-5061
FAX.0749-38-5072
E-mail:kikaku@town.koura.lg.jp
HP: https://www.kouratown.jp/

「広報こうら」・「ホームページ」への有料広告募集中

本町では財源の確保を図るため、「広報こうら」・「ホームページ」に掲載する有料広告を随時募集しております。
あなたのお店や会社の情報を、広報誌やホームページに掲載してみませんか？
詳細はホームページにてご確認くださいか、企画監理課
(☎38-5061) までお気軽にお問い合わせください。

